

レベル		授業	研究活動・出張 (国内)	行事・イベント ・会議	入構・施設(図書館 含む)利用	部活動等	施設貸し出し	窓口業務
0	平常時	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	首都圏1都3県に「まん延防止等重点措置」は適用されていないが、感染拡大防止への注意が必要な場合	教室収容定員を減じ感染防止対策を講じたうえで、面接授業を実施。遠隔授業も可。 ※1	感染防止対策を行った上で、実施可。	感染防止対策を行った上で、実施可。	感染防止対策を講じたうえで、入構、施設利用可。 学外者の来館による図書館の利用は不可。	感染予防対策を行った上で、実施可(学外のイベントも可)。	原則、施設の定員50%以下の利用で、感染防止対策がされた場合は貸し出し可。	感染防止対策を行った上で実施。
2	首都圏1都3県に緊急事態宣言は発令されていないが、「まん延防止等重点措置」が適用される等、感染拡大が懸念される場合	積極的に遠隔授業を実施。教室収容定員を減じ感染防止対策を講じたうえで、演習・実験・実習など教育上必要性が高い授業は面接授業を実施可。 ※1	感染防止対策をとって、継続性、緊急性の高い研究について限定して行うことができる。まん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張は注意。	対面型イベントは原則中止または延期、または遠隔で実施。 対面での会議は感染防止対策を講じたうえで実施可。	感染防止対策を講じたうえで、入構、施設利用可。 学外者の来館による図書館の利用は不可。	感染予防対策を行った上で、実施可。 学外のイベントは、感染予防対策を確認した上で、公式の大会のみ可。	外部への貸し出しは不可。 学内での使用は施設の定員50%以下で、感染防止対策がされた場合は貸し出し可。	感染防止対策を行った上で実施。
3	首都圏1都3県に「緊急事態宣言」が発令され、県をまたいでの外出自粛要請が出されている場合	原則、遠隔授業を実施。教室収容定員を減じ感染防止対策を講じたうえで、演習・実験・実習など教育上必要性が高い授業は面接授業を実施可。	感染防止対策をとって、継続性、緊急性の高い研究について限定して行うことができる。緊急事態宣言発令区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張は自粛。	対面型イベントは原則中止または延期、または遠隔で実施。 会議は原則遠隔とするが、必要最小限で感染防止対策を講じたうえで対面実施可。	原則入構禁止 特段の理由がある場合は申請して許可を得る。 図書館は条件付き利用可。	活動中止 遠隔等対面以外の活動は可。	外部への貸し出しは不可。 学内での使用は施設の定員30%以下で、感染防止対策がされた場合は貸し出し可。	感染防止対策を行った上で実施。状況に応じて時短を実施。
4	首都圏1都3県に「緊急事態宣言」が発令され、大学への休校等の要請が出されている場合	面接授業を中止し、遠隔授業を実施。	原則、在宅での研究活動とする。出張は禁止。	対面型イベント及び会議は中止または延期、または遠隔で実施。	入構禁止 特段の理由がある場合は、申請して許可が必要。	活動中止 遠隔等対面以外の活動は可。	利用禁止	窓口休止

* 学内での届出等諸手続きは必ず行うこと。

* 学内でクラスター等が発生し、濃厚接触者の追跡が困難な場合や、実効性のある感染防止対策ができなくなった場合は、各活動の禁止の期間やその範囲を危機管理委員会で決定し緊急の措置を取る場合がある。

* 海外への出張は、別途定める。

※1 授業内の感染者の状況によっては、授業担当者または学科(共通総合科目は全学教育センター)の判断で、授業形態を変更する場合がある。